石　狩　市　新　農　業　振　興　計　画

（平成２０年改訂案）

（平成１５年度～平成２４年度）

石　狩　市

目　次

第１　計画策定の考え方

１　計画策定の趣旨 …… 1
２　前計画での取り組み …… 1
３　計画の位置付け …… 2
(1) 計画の性格 …… 2
(2) 計画期間 …… 2
４　計画策定の手法 …… 2
(1) 石狩市新農業振興計画策定協議会 …… 2
(2) 実務担当者会議 …… 2
(3) 石狩市営農技術指導班会議 …… 2

第２　石狩市農業の現状

１　農地 …… 3
(1) 経営耕地面積 …… 3
(2) 農地の保全 …… 4
２　担い手 …… 4
(1) 農家戸数 …… 4
(2) 農業従事者 …… 5
３　農業算出額 …… 6
４　生産農業所得 …… 7

第３　石狩市新農業振興計画

基本方向１．担い手の育成及び確保 …… 8
１　後継者の育成 …… 8
２　新規参入者の受入環境の整備 …… 8
３　女性の農業参画の推進 …… 9

基本方向２．生産性の向上と経営の効率化 …… 10
１　法人化・組織化の推進 …… 10
２　農業情報システムの構築 …… 10
３　土地利用と作業体系の確立 …… 10

４　振興作物の推進 …… 10
５　農業技術指導者の育成強化 …… 11
６　防風対策 …… 11

基本方向３．安全・安心な農産物を提供するための環境に優しい
農業の推進 …… 12
１　土づくりの推進 …… 12
２　クリーン農業の推進 …… 12

基本方向４．販売の戦略化と体制の強化 …… 15
１　販路の拡大 …… 15
２　販売推進体制の強化 …… 16
３　特産品の開発、ブランド品の推進 …… 16
４　地産地消の推進 …… 16
５　集出荷・品質保持対策 …… 16

基本方向５．都市と農村の交流 …… 17
１　グリーンツーリズムの構築 …… 17
２　都市住民への情報発信・サービスの提供 …… 18
３　農業教育 …… 18
４　生活環境の整備 …… 18

基本方向６．農業支援システムの構築 …… 19
１　システム構築体制の強化 …… 19
２　農業者によるシステム化 …… 19
３　消費者による農業支援 …… 20
４　プロジェクトチームの設置 …… 20

重点施策と数値目標の設定 …… 21

第４　石狩市新農業振興計画の施策体系 …… 23

第５　後期実施計画 …… 28

第１　計画策定の考え方

１　計画策定の趣旨

石狩市の農業は、農産物価格の低迷による農業所得の減少、後継者不足による農家戸数の減少や農業者の高齢化が進行するなど多くの課題を抱えており、これらの課題解決のために、平成９年に都市近郊型農業の確立を目指し「石狩市農業振興計画」を策定し施策を講じてきました。

一方、ＷＴＯ体制化における輸入農産物の影響は非常に大きく、平成１３年のネギ、生シイタケ、畳表（イ草）に対するセーフガードは、暫定措置にとどまり本発動に至らなかったことは生産者の不安を一層大きくし、今後のＷＴＯ農業交渉に望みを賭けているところです。

さらに、平成１３年９月のＢＳＥ（牛海綿状脳症）問題、食品の偽造表示事件、輸入農産物の残留農薬問題、無登録農薬問題などは、行政は勿論、生産・流通段階における消費者への信頼を損ない、“食の安全・安心”を今日ほど問われたことはありません。

また、平成１４年１２月には「米政策改革大綱」が決定され、消費者重視、市場重視に基づく改革は、国や自治体の役割は残るものの農業者自ら生産調整を行わなければならないなど、非常に厳しい農業環境におかれたと言えます。

更に平成１９年からは、作付け規模や生産量や品質に基づき交付金が支払われる「品目横断的経営安定対策」の導入、農道や排水路等といった地域の社会資本の機能診断やきめ細かな保全管理等を地域の住民が自ら行う「農地・水・環境保全対策」が実施されるなど、戦後農政の大改革が行われました。

こうした国内外の激動した情勢、長引くデフレ経済の中で、本市の農業振興は「食料・農業・農村基本法」（平成１１年７月制定）の基本理念であります食料の安定供給の確保、多面的機能の発揮、農業の持続的な発展、農村の振興を踏まえ、更なる都市近郊型農業の確立を目指し、農業者や市民の参画をもとに新たな農業・農村の構築のために「石狩市新農業振興計画」を策定することとしました。

２　前計画での取り組み

平成１２年に「石狩市農業総合支援センター」を設置し、システムづくりに努めてきましたが、とりわけ、グリーンサポーター制度のシステム化や新規就農者のための研修や就農の制度化等を図ってまいりました。

高岡地区の土地改良事業に係る「ミニトマト１００棟構想」実現のために農業者の指導や支援を行った結果、ミニトマト生産農家が増え複合経営が進みました。

また、共同作業に係る機械購入の助成によってコストの低減や労働条件の改善が図られるなど、農業振興計画に基づく各施策を推進したことにより一定の効果がありました。

３　計画の位置付け

(1)　計画の性格

この計画は、平成７年策定の“はまなす薫る１０万都市”「石狩市新総合開発計画」及び平成１９年策定の“あい風と人間（ひと）が輝く活力のまち・石狩”「第４期石狩市総合計画」の農業部門である「農業振興」を具体化するものとして、本市の農業施策を推進するための基本計画として位置付けています。したがって、事業の実施、予算の執行などは本計画に基づき総合的、計画的に執行していきます。

また、この計画には、農業者や農業関係機関・団体のみならず消費者や経済関係者が農業と係わる共通の指針として、目指す方向を具体的に示したものです。

(2)　計画期間

計画期間は、平成１５年度から平成２４年度（２００３年度から２０１２年度）までの１０年間とします。なお、社会経済情勢により計画に大きな影響が予想される場合は、見直すこととします。

４　計画策定・改訂の手法

「石狩市新農業振興計画」を策定するにあたり、主体となる農業者の意見の反映、市民の農業に対する理解や支援、商工業者との連携などを基本として、農業者意向調査、農業者との意見交換会、市民アンケート調査を実施しました。

また、農業者や市民が参画した次の(1)と(2)の組織を設置し、それぞれの委員による計画策定を基本としました。

尚、平成２０年の中間見直しの際は(3)の「石狩市営農技術指導班会議」が中心となって改訂原案を策定し、市民を対象としたパブリックコメントを経て改訂を行いました。

(1)「石狩市新農業振興計画策定協議会」

協議会は農業者、市民（公募）の他に、経済関係者、学識経験者、農業関係機関・団体から推薦された２０名の委員で構成しています。

(2)「実務担当者会議」

実務担当者会議は、地区代表、農協青年部、農協婦人部の他に、農協、市農業総合支援センター、土地改良区、石狩北部地区農業改良普及センター、市農業委員会及び石狩市の実務担当者が構成員となっております。

(3)「石狩市営農技術指導班会議」

市、市農業委員会、農業改良普及センター、農協、土地改良区、農業共済組合、市農業総合支援センターの実務担当者で構成されており、定期的に開催し、市の営農対策に関する協議や情報交換を行っています。

第２　石狩市農業の現状

１　農地

(1)　経営耕地面積

本市の経営耕地面積は減少傾向にあり、平成１７年２月１日現在で４，２８５ｈａ（農業センサス）となっています。昭和６０年からの２０年間で７８５ｈａ、１５％減少です。

このような減少傾向の要因としては、市街化に伴う農地転用が主なものと考えられます。

図１　経営耕地面積の推移（資料：農業センサス）

単位：ｈａ

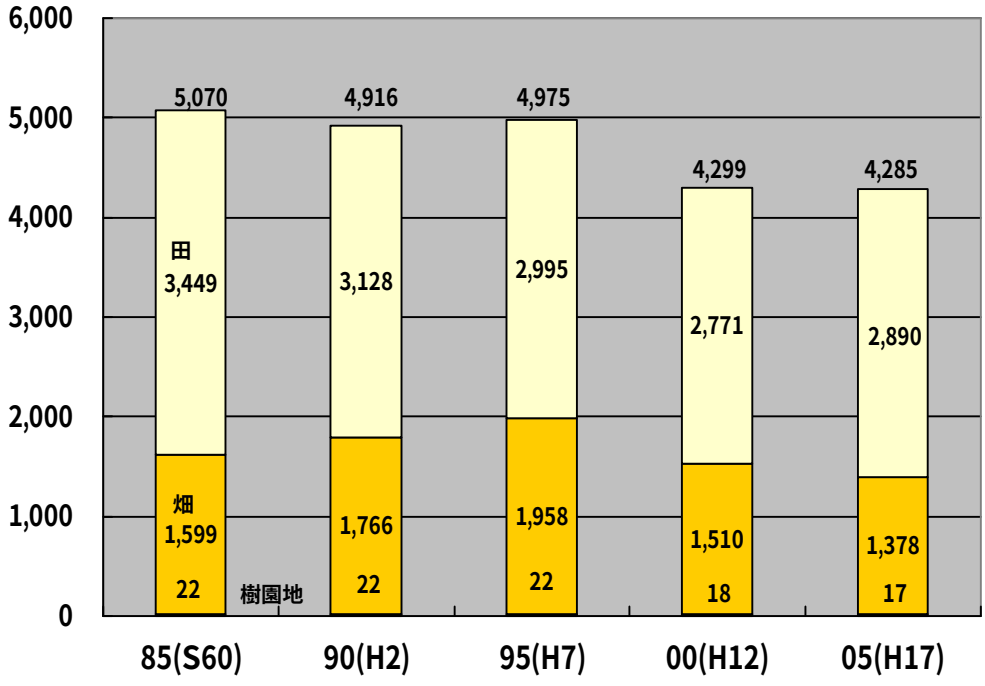

(2)　農地の保全

平成１８年に策定した「石狩市農業振興地域整備計画」では、水稲、畑作、酪農を基幹とし、大都市札幌に隣接している特性を生かした都市近郊型農業としての施設園芸を取り入れ、農用地の合理的な利用保全を図り、農業生産目標の達成を果たすため、農用地５，６４４ｈａを確保するとなっています。

しかし、農業者の高齢化や担い手不足が進行すると遊休農地の発生が懸念されます。

２　担い手

(1)　農家戸数

本市の農家戸数は、平成１７年２月１日現在で６０９戸（農業センサス）となっており、依然として減少傾向が続いています。このうち専業農家は１９８戸で３２．５％、第１種兼業農家が１７５戸で２８．７％、合わせて３７３戸の６１．２％となっています。残りの第２種兼業農家と自給的農家２３６戸の３８．８％は生計の主を農外所得に依存しています。農家戸数の減少の要因としては、農業従事者の高齢化、担い手不足（農業後継者難）、農業所得の伸び悩みが挙げられます。

農家戸数の減少の要因としては、農業従事者の高齢化、担い手不足（農業後継者難）、農業所得の伸び悩みが挙げられます。

図２　農家戸数の推移（資料：農業センサス）

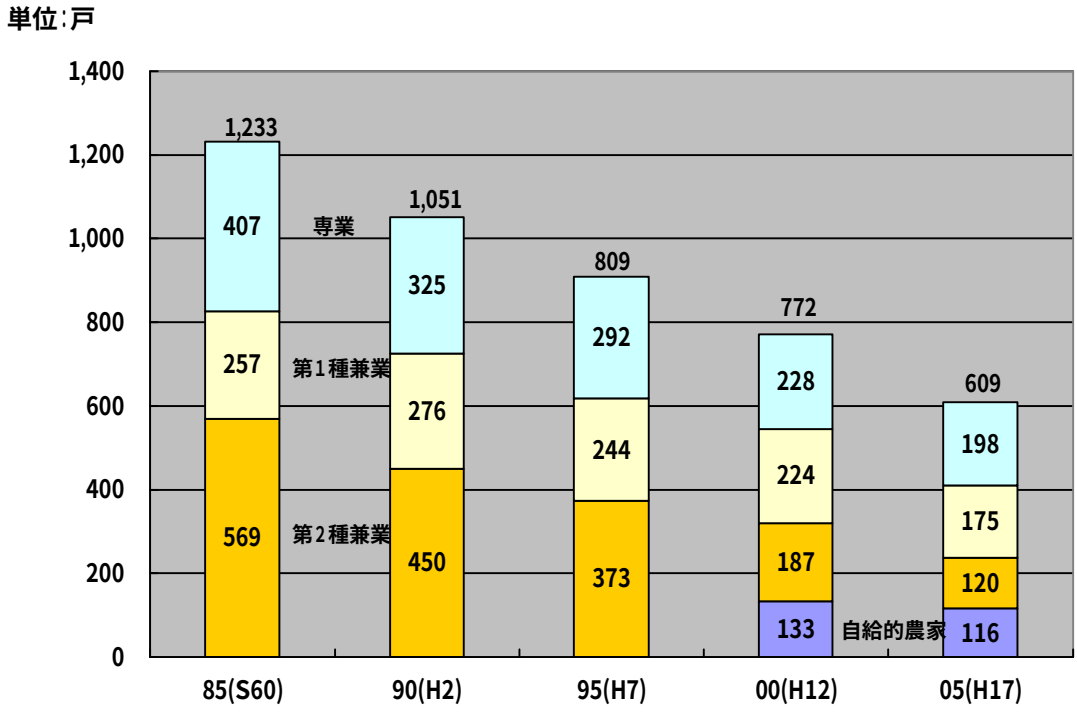

(2)　農業従事者

本市の農業従事者数（自営農業に従事）は、平成１７年２月１日現在で１，２２３人となっており、そのうち自営農業に主として従事した者（農業就業者数）は９９５人、農業専従者（自営農業に１５０日以上従事）は８４８人と、依然として減少傾向が続いています。

図３　農業従事者数の推移（資料：農業センサス）

単位：人

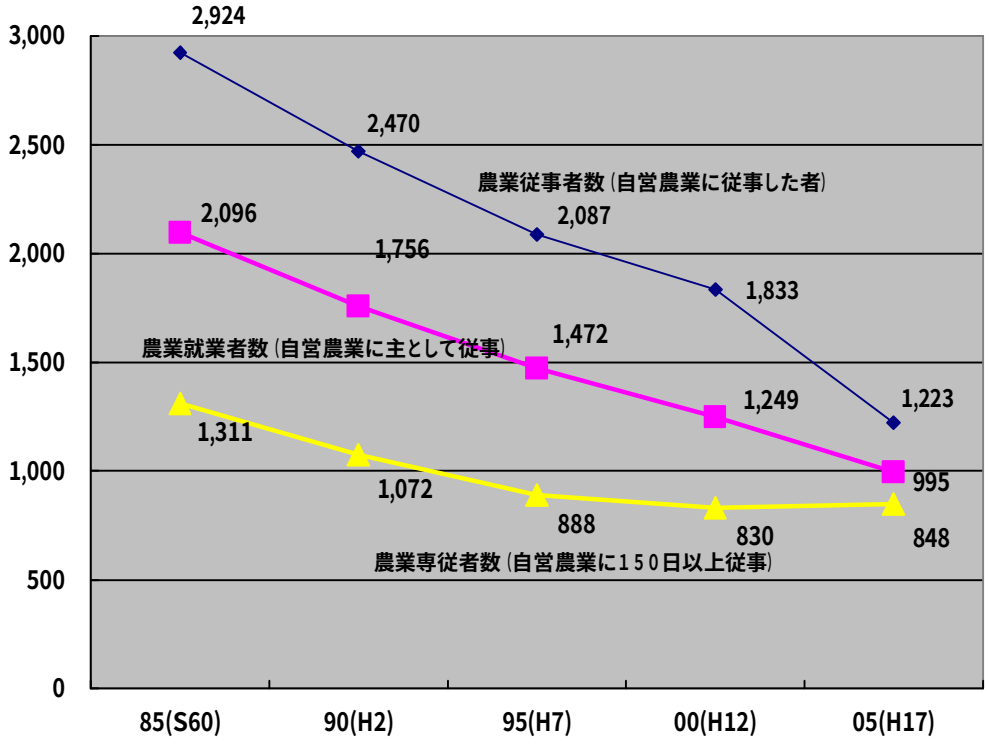

３　農業算出額

平成１７年の農業算出額の総額は、４，２６０百万円（北海道農林水産統計年報）であり、米が１，３８０百万円（３２．４％）、野菜が１，２６０百万円（２９．６％）、畜産が５９０百万円（１３．８％）、麦類が４１０百万円（９．６％）の順となっています。

図４　農業算出額の推移（資料：北海道農林水産統計年報）

単位：百万円

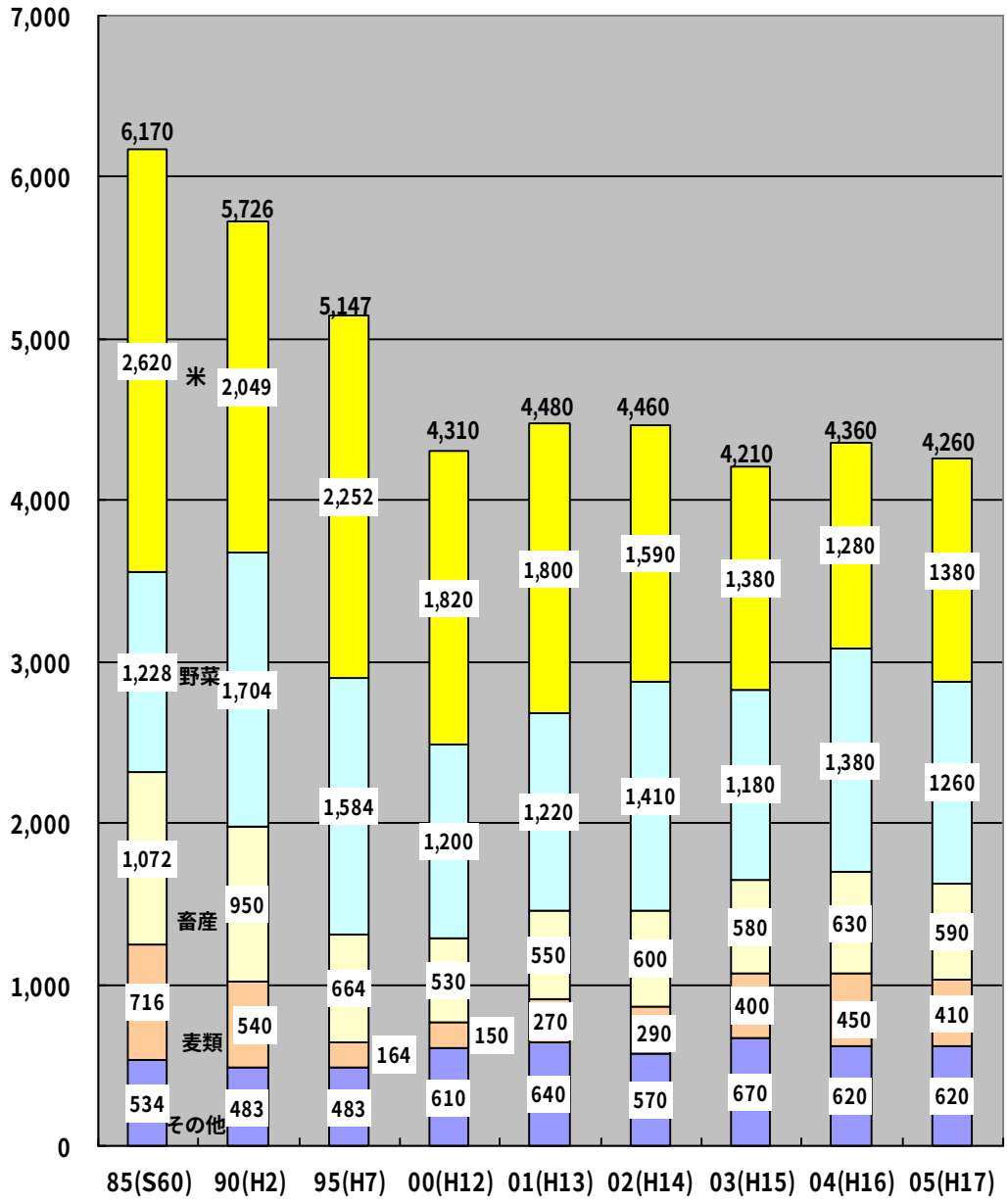

４　生産農業所得

本市の生産農業所得は、平成１７年で２，０９０百万円（北海道農林水産統計年報）とここ数年は毎年減少傾向にあります。その要因としては、経済環境の悪化と農産物価格の低迷によるものと考えられます。その一方で農家１戸当たりの生産農業所得は農地の担い手への集積が進んでいることもあり、若干上昇傾向にあります。

図５　生産農業所得の推移（資料：北海道農林水産統計年報）

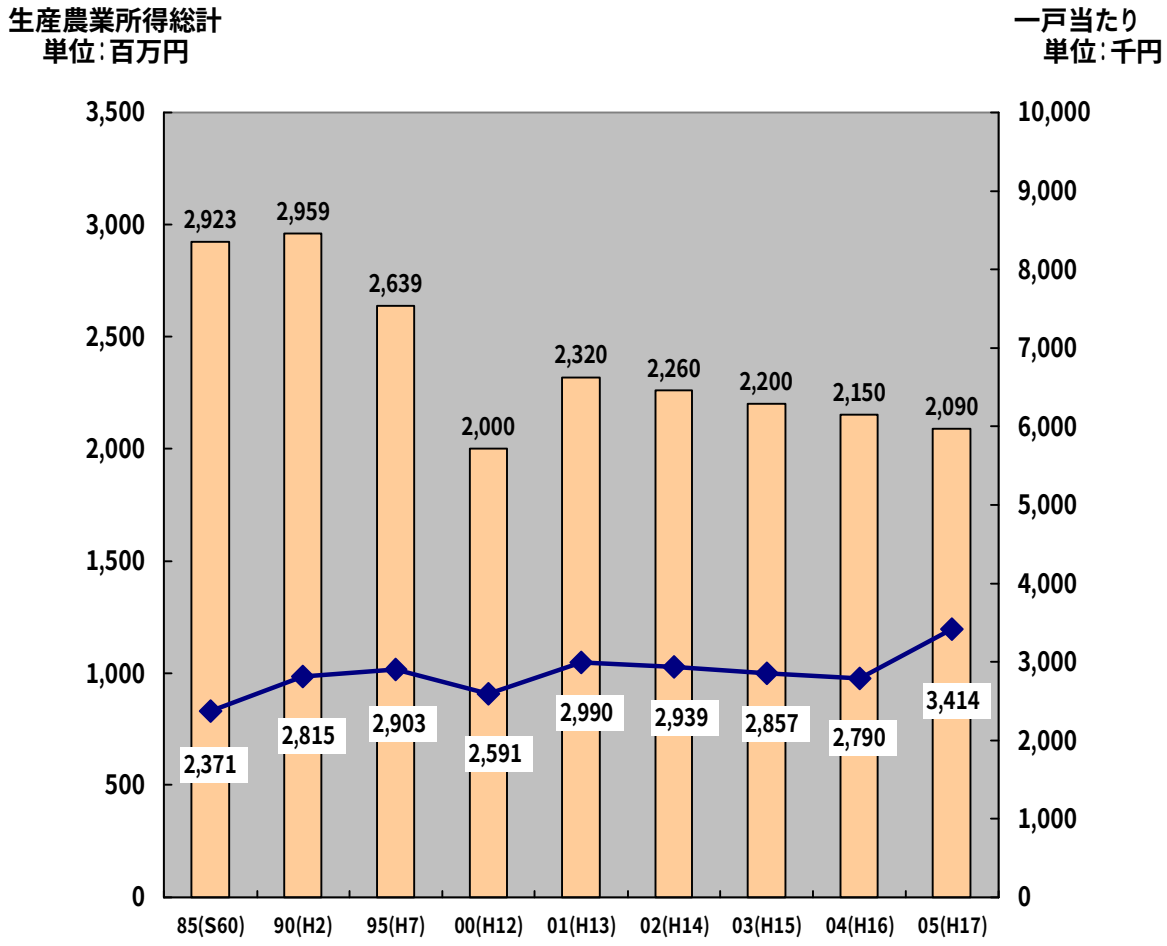

第３　石狩市新農業振興計画

この計画の策定は、「策定協議会」及び「実務担当者会議」が主体となり取り組みました。後継者問題、農産物価格の低迷、食の安全・安心など多くの課題に対してどのように本市農業を活性化するかについて活発な意見が交わされました。“生産者と消費者の連携の必要性”、“消費者による農業支援の方法”、“個人や団体は一生懸命やっているが、地域や市全体としてどのような仕組みをつくるか、誰がシステムを動かすか”など貴重な意見が出されました。

それら意見を整理し、６本の柱であります基本方向及び主要施策が示されました。

尚、平成１７年１０月に厚田村、浜益村と合併したことから、これら旧２村の農業者や関係者の意見を取り入れ、平成１８年に一部改訂を行い、計画期間の中間年である平成２０年に中間見直しを行っています。

［　基本方向１．担い手の育成及び確保　］

農家人口の減少や農業者の高齢化が進行する中で、本市農業を活性化するためには、担い手の育成・確保が重要です。

このために、後継者の育成や新規参入者の受け入れ環境の整備を推進します。

また、農村女性の経営参画や社会的地位の確保を積極的に推進します。

１　後継者の育成

(1)　経営状況の明確化

農業後継者が積極的に経営参画し、営農に対する意欲と能力が発揮できるように、それぞれの役割分担、就業条件、収益の分配などを定めた家族経営協定の締結を図ります。

また、経営状況がよければ後継者が育つことから、簿記記帳や青色申告の励行を図ります。

(2)　研修活動の支援

地域リーダーの養成を図るとともに、研修会、講習会の充実や支援及び積極的な参加を促します。

２　新規参入者の受入環境の整備

(1)　農地等の受入環境の整備

新規参入者に対して、優良農地の確保、住宅や農業用水の確保などの受入環境の整備を図ります

(2)　支援体制の充実

農場、機械やハウスのリースなど就農前後の支援体制を充実します。

(3)　新規就農の促進

農業学校へのアプローチや定年就農、定年帰農希望者の相談等の受入体制を整備します。

3　女性の農業参画の推進

(1)　女性の地位確立

女性の積極的な経営参画を推進するため、役割分担や就業条件を定めた家族経営協定の締結を推進します。

また、各協議会等への積極的な登用を図ります。

(2)　女性農業者組織の強化

農協女性部や女性アグリ２１などの女性農業者組織の強化を図ります。

(3)　研修活動の支援

女性農業者の研修活動を支援します。

ＪＡ石狩女性部総会

［　基本方向２．生産性の向上と経営の効率化　］

生産調整に係る小麦、大豆の本作化、大根や人参の連作障害の対策など品質と生産性の向上を図るとともに、都市近郊型農業としての振興作物の推進を図ります。

また、効率的かつ安定的な農業経営を確立するために、法人化や農地の流動化などを推進します。

１　法人化・組織化の推進

(1)　相談窓口等の充実

経営管理能力の向上、事業の拡大や労働条件の改善など農業経営の法人化を促進するために学習会や相談会を開催するなど相談窓口を充実します。

(2)　作業受委託システムの構築

農業経営の支援組織である農作業請負組織の整備や作業の共同化、農業機械の共同化を推進し経営の効率化を図ります。

２　農業情報システムの構築

(1)　農業のＩＴ化の検討

地理情報システムを活用した農地の利用集積、農用地の集団化などの農地流動化促進の検討、インターネットを活用した販売など農業情報を一元化し幅広い利用方法を検討します。

３　土地利用と作業体系の確立

(1)　効率的な農地の利用のための調整組織の設置

効率的な農地の利用を図るため、農地の連担的な集積や交換分合などを行うための調整組織の設置について検討します。

(2)　遊休化懸念のある農地の有効利用方策の検討

高齢化などで遊休化の懸念のある農地の有効利用方策について検討します。

４　振興作物等の推進

(1)　振興作物の検討及び実証圃場の充実

新たな振興作物の栽培は、市場流通などの需要動向を見極め検討すると同時に、栽培技術などを確立するため実証圃場を充実します。

(2)　作付拡大策の検討

振興作物の作付拡大は、契約栽培と市場流通との関わりや生産調整なども含め検討します。

(3)　施設園芸の推進

市内各地域においてメロンや花きなどの施設園芸の取り組みが行われていますが、最近は畑地かんがい事業実施に伴うミニトマトのハウス栽培等が普及しており、今後も都市近郊型農業としてこれら施設園芸を推進します。

(4) 果樹栽培・和牛生産の推進

さくらんぼ、りんご等の果樹栽培や和牛の生産を推進します。

5 農業技術指導者の育成強化

作物毎の栽培技術を習得するために、技術研修など技術指導者の育成強化を図ります。

6 防風対策

風への対策が大きな課題になっていることから、防風林や防風網の設置場所等について検討します。

ミニトマトの選果

［　基本方向３．安全・安心な農産物を提供するための環境に優しい農業の推進　］

化学肥料や農薬の使用に頼った効率的かつ大量生産の従来の農業生産方式が、平成１４年に起こった輸入農産物の残留農薬問題や無登録農薬問題により、消費者の農産物に対する不信は大きく、“食の安全・安心”を回復する手立ては国が行う法律の整備は勿論ですが、生産者や農業関係者による一層の努力が求められています。

こうしたことから、農産物生産の基本でもある「土づくりの推進」と環境に配慮した「クリーン農業の推進」に取り組みます。

１　土づくりの推進

(1)　輪作体系の確立

連作により土壌中の病原菌、害虫及び土壌理化学性の変化などで農産物の生育に障害が起こり、品質の低下を招くことから、その対策として輪作体系を確立する必要があり、交換耕作など地域的な取り組みを推進します。

(2)　堆肥づくりとその利用促進

農業残さである稲わら、籾殻、野菜くずなどを牛糞などと混合する堆肥化及び施設（堆肥場）建設について、耕種農家と畜産農家が連携した組織を立ち上げて検討します。

(3)　土壌の物理性・化学性の改善

高品質米の生産、良質な野菜の生産及び過大な施肥による環境への負荷を防止するには、作物に適した土壌環境を作ることが必要です。

そのためには、土壌分析（土壌の物理性、化学性、生物性）に基づいた診断を行い処方箋を作成し、それに基づいた肥培管理に取り組みます。

２　クリーン農業の推進

クリーン農業とは「堆肥等の有機物の施用などによる土づくりに努め、化学肥料や化学農薬の使用を最小限にとどめるなど、農業の自然環境機能を維持増進させ、環境との調和に配慮した、安全・安心、品質の高い農産物の生産を進める農業」という概念です。

クリーン農業を推進するためには、１で掲げた土づくりの推進の他に生産者や農業関係機関･団体等で構成する石狩市クリーン農業推進協議会が主体となり、土づくり、減農薬・減化学肥料による栽培、廃プラスチックのリサイクル、バイオマスの利活用などに取り組むほか、エコファーマーの認定の支援など積極的に取り組みます。

(1)　減農薬・減化学肥料による栽培の推進

農薬や化学肥料による環境負荷の軽減と、より安全な農産物の生産のために農薬

の使用量を減らしたり、堆肥などの有機質肥料の適正な施用による肥培管理に取り組みます。

(2)　エコファーマーの認定、イエス！クリーン（YES！clean）の登録の奨励

減農薬や減化学肥料による農産物生産の取り組みとして、法に基づくエコファーマーの認定や北海道が定めた農産物の表示制度に基づく登録を受け農産物にイエス！クリーン表示をして有利販売に結びつけるよう推進します。

(3)　廃プラスチックの適正処理

使用済みのプラスチックフイルムや空肥料袋など農業用廃プラスチックについて、リサイクルを基本に適正処理を促進し、環境保全に努めるため、地域内で回収・処理体制の整備や排出量の抑制に取り組みます。

(4)　トレーサビリティーの導入等

農産物の販売に際してトレーサビリティ（生産履歴を追跡する仕組み）を導入し、消費者に対して「安全・安心・信頼」に努めます。また、基準が設定されていない農薬等が一定量以上含まれる食品の流通を原則禁止する制度、いわゆるポジティブリスト制度が平成１８年５月から施行されたことから、関係団体と連携し制度の周知徹底等を図ります。

(5)　バイオマスの利活用

地域におけるバイオマス（有機質資源）については、その適正かつ効果的な利活用を促進するため、地域内での発生量の把握や利用者の意向を確認するとともに、その利用を円滑にするための需給システムや体制の整備について検討します。その上でこれらバイオマスを有効利用した健全な土づくり、有機農業に取り組む農業者の育成、有機農産物の流通・消費の拡大などを進めます。

エコファーマーの認定者

エコファーマーとは

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（持続農業法）」（平成１１年制定）に基づき、土づくり、化学肥料削減、農薬削減に取り組み環境保全型農業を推進するとして都道府県知事が認定した生産者の愛称です。

石狩市内には平成２０年３月末現在、ミニトマト、ピーマン、おうとう等の作物で２２名が認定されています。

YES！clean とは

「北のクリーン農産物表示制度」（平成１２年制定）で農薬や化学肥料の使用を削減して生産することを目的に、道立農業試験場等により開発・改良された「クリーン農業技術」を導入して、技術導入前に比べて農薬や化学肥料の投入量を削減して生産された、よりクリーンな農産物について、その栽培方法などを分かりやすく表示することにより、道産農産物の優れた点をアピールするものです。

石狩市内には平成２０年３月末現在、２集団（水稲１集団、ミニトマト１集団）が登録されています。

バイオマス（有機質資源）とは

家畜排せつ物や生ゴミ、木くずなどの動植物から生まれた再生可能な有機性資源のことをバイオマスといいます。バイオマスの種類としては、大きく「廃棄物系バイオマス」と「未利用バイオマス」に分けられ、「廃棄物系バイオマス」には家畜ふん尿、下水汚泥、し尿、食品廃棄物、紙類・紙くず、木くずなどがあり、一方「未利用バイオマス」としては農作物非食用部(稲わら、もみ殻、麦かん)、林地残材などがあげられます。

石油・石炭などの化石燃料や鉱物資源は再生が不可能であるのに対し、バイオマスは動植物に由来する有機物であるため、再生が可能な資源であることから、これを利活用することにより、総体的なＣＯ２の量に変化は生じません（大気に放出されるＣＯ２は、もともと大気中に存在したＣＯ２を植物が光合成により吸収することになるため）。また、化石燃料の代替としてバイオマスを利用すると、地球温暖化の原因のひとつであるＣＯ２の発生が抑制されます。これまで有効活用されず廃棄されていたバイオマスを有効活用することは、廃棄物の発生抑制につながります。

［　基本方向４．販売の戦略化と体制の強化　］

農産物の販路を拡大するため、市場流通に加えてスーパー等でのインショップや直売所の一層の充実など多様な流通を推進していきます。

また、消費者ニーズや需要動向などを把握するために消費者や商業者などと連携した販売推進の組織化を検討します。

「地産地消」の推進は、量販店での地場産コーナーの設置、直売所や学校給食での利用のみならず、商工業者との連携、二次産品も含めた地場産品としての普及宣伝など相乗効果を狙った取り組みをします。また、基本方向の６に掲げている消費者の参加や消費者による農業支援も積極的に推進します。

また、品質保持や集出荷体制の構築のための施設整備に努めます。

１　販路の拡大

(1)　スーパー等でのインショップの推進

スーパー等での石狩産の常設コーナーの設置等に努めます。

(2)　直売所の充実

地元農産物を地元で消費する所謂「地産地消」と地元農産物のＰＲを目的に、市内には様々な直売所が開設され、年々市民に定着してきているところです。今後においても、新たな直売所の開設を進めるとともに、運営方法や販売方法を充実するなど積極的に取り組んでいきます。

(3)　食品メーカーやデパート等との連携

石狩市内および札幌市内の食品メーカー、デパート等との連携による契約生産や契約販売に取り組みます。

ＪＡいしかり直売所

2　販売推進体制の強化

(1)　販売戦略づくりのための組織化の検討

農産物の販売は、農協においては市場流通を基本に時代のニーズに合わせた量販店や百貨店などへの販路拡大を目指していますが、農産物の“安全・安心”という今日的な課題の対応が必要となってきています。

そうしたことから、安全・安心や少量多品目の農産物生産等も含め、新たな販売戦略が必要であり、生産者や関係機関との一層の協調のほか、消費者や商業関係者と連携した中でスタッフの配置や組織化などの販売戦略の検討をしていきます。

(2)　地場産品普及宣伝のための組織化

農産物の普及宣伝は、農業まつりや地場産フェアーなどを実施し、消費者への周知を図っていますが、今後は商工関係者と連携し、二次産品も含めた地場産品として普及宣伝するための組織化に取り組みます。

3　特産品の開発、ブランド化の推進

(1)　特産品の開発

市内の企業や農業者・消費者グループ等による農産物の加工や規格外品の商品化に取り組みます。

(2)　ブランド化の推進

サヤエンドウやアスパラガスは、市場で一定の評価を得ています。

浜益区における和牛など他の品目についても、栽培・生産方法を変えるなど、品質向上の取り組みを徹底し、ブランド化の推進を図ります。

4　地産地消の推進

(1)　供給体制の構築

市内での直売所、量販店、市給食センターなどへの農産物供給に対応するため少量・多品目の生産体制を構築することに取り組みます。また、隣接する札幌市内の量販店や百貨店も地産地消の供給圏域として推進します。

(2)　学校、飲食店等への積極的な働きかけ

地元農産物の利用を学校や飲食店などに積極的に働きかけていきます。

5　集出荷・品質保持対策

(1)　品質保持のための施設整備

品質保持のための予冷施設等の整備に努めます。

(2)　集出荷施設の整備

効率的な集出荷体制の構築のために集出荷場や共選場などの施設整備に努めます。

［　基本方向５．都市と農村の交流　］

農業・農村が、農産物の生産・供給のほかに国土・環境の保全、水資源のかん養、美しい景観の形成など、農業・農村のもつ多面的機能や役割について、市民の理解や関心を深めることが重要です。また、都市住民のライフスタイルの多様化などでグリーンツーリズム（都市住民が農村の有する自然や文化、農家の暮らしぶりなどと触れ合う余暇活動）が注目されています。

一方、農村においては、都市住民との交流を通じて農業・農村に対する理解のほかに農業を中心としたビジネスなど、地域農業を活性化させることが重要であることから、グリーンツーリズムの構築などの推進に努めます。

１　グリーンツーリズムの構築

(1)　市民農園の開設

市民農園は都市住民に日常的な農業体験の場を提供し、農業に対する理解を深めるばかりでなく、遊休化の恐れのある農地の保全に有効な手段であることから、今後においてもその開設について推進していきます。

(2)　観光農園の PR、修学旅行生の受け入れ体制の整備

観光協会などと連携し、観光農園の積極的な PR に努めるとともに、農業体験を目的とした修学旅行生などの受入れ体制の整備について検討します。

(3)　農業体験等の拠点整備の検討

農作業や農産物の加工体験等のできる拠点整備について検討します。

小学生の農業体験

2　都市住民への情報発信・サービスの提供

(1)　ホームページの充実

石狩市農業総合支援センターなどは既にホームページを開設し様々な農業情報を発信しておりますが、他の農業関係機関についてもそれぞれその開設に努めるなど農業情報の発信に努めます。

(2)　人材バンク制度の創設

農業者の優れた知恵や技術等を登録し、市民や学校に利用してもらう百匠マイスター制度の設置を検討します。

(3)　市民講座の開設

市民農園等で農作物の栽培技術などを指導する市民講座を開設します。

3　農業教育

(1)　食農教育の充実

農業は生命を育む産業であり、環境や水資源を守る重要な役割も果たしています。そのため、教育委員会や農業者・農業関係団体などが連携して、市内の小中学生はもとより大人も含めた一般市民を対象とした農作業体験や農業に関する講演等を行うなど、食農教育を充実していきます。

4　生活環境の整備

(1)　環境美化活動の推進

農道や用排水路などの草刈り・清掃活動などは、洪水防止や地下水かん養等の多面的機能の発揮に必要な活動であるとともに、農村における美しい景観を守るために欠かすことのできない活動です。今後はこれら農村景観を市民共通の財産として保全するため、農業者のみならず地域全体による取り組みとして推進していきます。

［　基本方向６．農業支援システムの構築　］

平成１２年に石狩市農業総合支援センターを設置し、グリーンサポーター事業や新規就農者の研修・就農の制度化などのシステム化に取り組んできました。今後は農地流動化対策や土づくり・クリーン農業推進などに重点的に取り組むため支援センターの機能を強化します。

また、農業関係機関・団体で構成する石狩市営農技術指導班会議の活性化に努めます。

本市は経営形態などで大きく１５地区に分けられますが、各々の地区の特色を生かした地域農業づくりに取り組みます。

環境保全、癒しなど農業の多面的機能を発揮する農業・農村を市民とともに守り育てます。

１　システム構築体制の強化

(1)　石狩市農業総合支援センターの機能強化

市農業総合支援センター設置後、グリーンサポーター事業等のシステム化や事業化に取り組んできたところですが、石狩市、農業委員会、農協との役割分担や現在の事業継続などを再検討し、センター機能の強化を図ります。

(2)　石狩市営農技術指導班会議の活性化

市、市農業委員会、石狩農業改良普及センター石狩北部支所、市農業総合支援センター、農協、土地改良区、石狩地区農業共済組合の実務を担当する職員で構成する石狩市営農技術指導班会議は、定例的に開催され連絡調整（作況、災害等）や営農指導についての協議を行っていますが、計画の実効性を上げるために、事業主体となる機関・団体が主要施策等を指導班会議に諮るなど活性化に努めます。

２　農業者によるシステム化

(1)　地域農業のシステム化

本市は、旧石狩市域で６地区、厚田区で６地区、浜益区で３地区の計１５地区に区分されますが、農業経営形態や後継者など地域的な特色があります。

こうした地域特性を踏まえ、食の安全性や米政策大綱など消費者重視、市場重視に対応した地域農業・農村のシステムづくりを地域の農業者が自ら取り組むことに対して支援します。

(2)　生産・販売面におけるシステム化

エコファーマーやイエス！クリーンに取り組むグループ、消費者や流通業者と連携し地産地消のシステム化に取り組むグループを支援します。

３　消費者による農業支援

食の安全や環境問題は、農業者だけではなく消費者の意識によるところが大きく、特に本市農業の活性化は、消費者による農業へのアプローチが重要と考えています。

市においては消費者団体やＮＰＯ法人などによる農業支援がこれまでも行われていますが、より積極的な支援に取り組みます。

(1)　アグリトラスト、オーナー制のシステム化

遊休農地等を新規就農希望の研修生に活用させて、生産した安全な農産物を消費者の出資者に還元するアグリトラストやオーナー制のシステム化に取り組みます。

(2)　地場農産物の買い支えの制度化

農産物詰め合わせボックス等の定期購買など消費者が買い支える制度化に取り組みます。

(3)　農村女性や高齢者と連携した加工品づくり

消費者と農村女性や高齢者が連携して農産物の加工品づくりをする組織の立ち上げや場所を整備します。

４　プロジェクトチームの設置

６つの基本方向ごとに重点施策を位置付け、必要に応じ関係機関・団体で構成するプロジェクトチームにより、推進体制や具体的な事業の方策などを検討し推進していきます。

重点施策と数値目標の設定

平成１３年９月のＢＳＥ（牛海綿状脳症）問題を始めとして食品表示の偽装事件、輸入農産物の残留農薬問題そして無登録農薬問題など食品（農産物）の安全・安心がこれほど消費者の関心を大きくしたことはありません。

また、平成１４年１２月の「米政策改革大綱」の決定は、従来型の農業経営から売れる米づくりへと大きく方向転換を図らなければならない状況となりました。

こうした時代の変化に早急に対応することが求められていることから、６つの基本方向ごとに、緊急的に実施すべきもの、あるいは特に重要となる施策を優先的に推し進める必要があるものを重点施策に位置付け、それぞれ数値目標を設定する事とします。

基本方向１　担い手の育成及び確保

重点施策１　意欲ある農業者を育成するため、認定農業者数を２３０人以上にします。

平成１８年度末　２１１人 ⇒ 平成２４年度末　２３０人以上

重点施策２　農業の担い手を確保するため、新規就農者・新規参入者数を３０人以上にします。

年間４～５人 ⇒ ５年間で３０人以上

基本方向２　生産性の向上と経営の効率化

重点施策１　担い手への農地を集積するため、農地の面的集積組織を設置するとともに、農地利用集積計画に基づく集積面積を 5,000ha 以上にします。

平成１８年度末　4,593ha ⇒ 平成２４年度末 5,000ha 以上

重点施策２　施設園芸作物の振興を図るため、園芸ハウスを今後新たに１００棟以上整備します。

平成２０年度から平成２４年度までの５年間で新たに１００棟以上整備

基本方向３　安全・安心な農産物を提供するための環境に優しい農業の推進

重点施策　イエス！クリーンの取り組みを加速させるため、当該制度に取り組む水稲の作付面積を全体の２５％以上に引き上げるとともに、水稲やミニトマト以外での作物での認証取得団体数を２集団以上増やします。

水稲作付面積に占めるイエス！クリーンの割合

平成１８年度末　１７％	⇒	平成２４年度末　２５％以上

水稲やミニトマト以外での作物での認証取得団体数

平成２０年度から平成２４年度までの５年間で新たに２集団以上立ち上げ

基本方向４　販売の戦略化と体制強化

重点施策　農業者と市民の顔の見える農業を推進するため、（仮称）「石狩市地産地消推進協議会」の設置を検討するとともに、農産物直売所や農産物の直売に取り組む農家数を合わせて３０箇所以上にします。

平成１８年度末　２１箇所	⇒	平成２４年度末　３０箇所以上

基本方向５　都市と農村の交流

重点施策１　市民が手軽に農業を知る機会を増やすため、農業者が開設する市民農園の数を今後新たに５箇所以上開設します。

平成１８年度末　３箇所	⇒	平成２４年度末　８箇所以上

重点施策２　食農教育を充実させるため、小中学校における農業体験・食育事業実施校数を１００％にします。

平成１８年度末　２２校中１１校	⇒	平成２４年度末　１００％

基本方向６　農業支援システムの構築

重点施策　地域の特色ある農業を推進するため、農業・農村地域の活性化に関する目標を定め、それに取り組む組織・地域を今後新たに２０以上立ち上げます。

平成２０年度から平成２４年度までの５年間で新たに２０組織・地域以上立ち上げ

第４　石狩市新農業振興計画の施策体系

基　本　方　向

（主要施策）　　（具体的な取り組み）

１　担い手の育成及び確保

1　後継者の育成
- ⑴ 経営状況の明確化
  - ●家族経営協定の締結等
  - ●簿記記帳、青色申告の励行
- ⑵ 研修活動の支援
  - ●地域ﾘｰﾀﾞｰの養成
  - ●研修会･講習会の参加促進の充実及び支援

2　新規参入者の受入環境の整備
- ⑴ 農地等の受入環境の整備
  - ●優良農地･住宅･水の確保
- ⑵ 支援体制の充実
  - ●農場･機械･ハウスのﾘｰｽなど就農前後の支援
- ⑶ 新規就農の促進
  - ●農業学校へのアプローチ
  - ●定年就農･定年帰農希望者の相談、受入体制の整備

3　女性の農業参画の推進
- ⑴ 女性の地位確立
  - ●家族経営協定の締結等
  - ●協議会等への女性の積極的な登用
- ⑵ 女性農業者組織の強化
- ⑶ 研修活動の支援

２　生産性の向上と経営の効率化

1　法人化･組織化の推進
- ⑴ 相談窓口等の充実
  - ●学習会･相談会の実施
- ⑵ 作業受委託システムの構築
  - ●農作業請負組織の整備
  - ●共同作業化、農業機械の共同化

2　農業情報システムの構築

- (1) 農業のIT化の検討
  - ●農地流動化の推進等への活用
  - ●インターネットを活用した販売などの農業情報の一元化

3　土地利用と作業体系の確立

- (1) 効率的な農地の利用のための調整組織の設置の検討
- (2) 遊休化懸念のある農地の有効利用方策の検討

4　振興作物等の推進

- (1) 振興作物の検討及び実証圃場の充実
  - ●需要動向を見極めた検討
  - ●栽培技術の確立
- (2) 作付拡大策の検討
  - ●契約栽培と市場流通との関わりや生産調整などを含めた検討
- (3) 施設園芸の推進
  - ●畑地かんがい施設を活用したハウス栽培作物の推進
- (4) 果樹栽培･和牛生産の推進
  - ●さくらんぼ、りんご等の果樹栽培、和牛生産の推進

5　農業技術指導者の育成強化

- (1) 作物ごとの専門技術者の育成
  - ●技術指導者の育成強化

6　防風対策

- (1) 防風林･防風網の設置場所等の検討

3　安全･安心な農産物を提供するための環境に優しい農業の推進

1　土づくりの推進

- (1) 輪作体系の確立
  - ●地域的な取り組みの推進
- (2) 堆肥づくりとその利用促進
  - ●耕畜連携（組織化）
  - ●堆肥場建設の検討
  - ●農業残さ（稲わら、野菜くず）の堆肥化の検討
- (3) 土壌の物理･化学性の改善
  - ●土壌分析とその診断結果による処方箋の作成

2　クリーン農業の推進

- (1) 減農薬･減化学肥料栽培の推進
- (2) エコファーマー認定、イエスクリーンの取得の奨励
- (3) 廃プラスチックの適正処理
- (4) トレーサビリティーの導入等
  - ●生産履歴の記録
  - ●ポディティブリスト制度の周知徹底
- (5) バイオマスの利活用
  - ●地域内での発生量の把握や利用者の意向の確認
  - ●需給システムや体制の整備について検討
  - ●有機農業に取組む農業者の育成、有機農産物の流通･消費の拡大

4　販売の戦略化と体制の強化

1　販路の拡大

- (1) スーパー等でのインショップの推進
  - ●常設コーナーの設置等
- (2) 直売所の充実
  - ●運営方法の見直し、新たな直売所の開設
- (3) 食品メーカー･デパート等との連携
  - ●契約に基づく生産･販売等

2　販売推進体制の強化

- (1) 販売戦略づくりのための組織化の検討
  - ●スタッフの配置･組織化の検討等
- (2) 地場産品普及宣伝のための組織化
  - ●2～3次産業との連携強化

3　特産品の開発、ブランド化の推進

- (1) 特産品の開発
  - ●農産物の加工、規格外品の商品化
- (2) ブランド化の推進
  - ●他産地品との差別化

4　地産地消の推進

- (1) 供給体制の構築
  - ●少量･多品目の生産
- (2) 学校･飲食店等への積極的な働きかけ

5　集出荷･品質保持対策

- (1) 品質保持のための施設整備
  - ●予冷庫の整備
- (2) 集出荷施設の整備
  - ●集出荷場･共選場の整備･拡充

5　都市と農村の交流

1　グリーンツーリズムの構築

- (1) 市民農園の開設に向けた支援
  - ●農業者による取り組みを支援
- (2) 観光農園のPR、修学旅行生の受入体制の整備の取り組みの支援
  - ●観光協会などと連携した取り組み
- (3) 農業体験等の拠点整備の検討
  - ●農作物の収穫や加工品の手作り体験ができる拠点の整備

2　都市住民への情報発信･サービス提供

- (1) ホームページの充実
  - ●農業関係機関によるホームページの開設
- (2) 人材バンク制度の創設
  - ●百匠マイスター制度の設置の検討
- (3) 市民講座の開設
  - ●市民農園等で栽培技術などを指導

3　農業教育

- (1) 食農教育の充実
  - ●教育委員会や農業者･農業関係機関との連携強化

4　生活環境の整備

- (1) 環境美化活動の推進
  - ●地域による農村環境･農村景観の保全活動

6　農業支援システムの構築

1　システム構築体制の強化

- (1) 農業総合支援センターの機能強化
- (2) 営農技術指導班会議の活性化
  - ●関係機関･団体による施策の立案及び実施に向けての協議の場とする

2　農業者によるシステム化

- ⑴ 地域農業のシステム化
  - ●地域単位での農業生産等のシステム化
- ⑵ 生産･販売面における農業のシステム化
  - ●グループによる直売所等のシステム化

3　消費者による農業支援

- ⑴ アグリトラスト･オーナー制のシステム化
  - ●消費者の出資により農業生産活動が行われ、農地等が保持される制度のシステム化
- ⑵ 地場農産物の買い支えの制度化
  - ●農産物の定期購買など
- ⑶ 農村の女性･高齢者と連携した加工品づくり等
  - ●組織や場所の整備の検討

4　プロジェクトチームの設置

- ●プロジェクトチームの設置などによる重点施策の推進

［重点施策と数値目標の設定］

＜基本方向１　担い手の育成と確保＞

重点施策１　認定農業者数　２１１人　⇒　２３０人以上

重点施策２　新規就農者・新規参入者数　年間４～５人　⇒　５年間で３０人以上

＜基本方向２　生産性の向上と経営の効率化＞

重点施策１　農地利用集積計画に基づく集積面積　４，５９３ha　⇒　５，０００ha以上

重点施策２　園芸ハウス　今後５年間で１００棟以上整備

＜基本方向３　安全・安心な農産物を提供するための環境に優しい農業の推進＞

重点施策　イエス！クリーンに取り組む水稲作付面積　１７％　⇒　２５％以上

水稲やミニトマト以外の作物でイエス！クリーンの認証を取得する集団数

今後５年間で２集団以上立ち上げ

＜基本方向４　販売の戦略化と体制の強化＞

重点施策　農産物直売所・農産物の直売に取り組む農家数　２１箇所　⇒　３０箇所以上

＜基本方向５　都市と農村の交流＞

重点施策１　農業者が開設する市民農園数　３箇所　⇒　８箇所以上

重点施策２　農業体験・食育事業実施校数　２２校中１１校　⇒　１００％

＜基本方向６　農業支援システムの構築＞

重点施策　農業・農村地域の活性化に関する目標を定め、それに取り組む組織・地域

今後５年間で２０組織・地域以上立ち上げ

第5　後期実施計画

関係機関等

市　:石狩市
農委:石狩市農業委員会
普及:石狩北部地区農業改良普及センター
支援:石狩市農業総合支援センター
農協:石狩市・北石狩農業協同組合
農業:農業者
市民:農業者以外の市民等

役割

◎:実施主体
○:連携
☆:指導
△:支援

基本方向　1　担い手の育成及び確保

主要施策	具体的な取り組み	説明	各機関等の役割							摘要
			市	農委	普及	支援	農協	農業	市民	
1　後継者の育成	(1) 経営状況の明確化	●家族経営協定の締結等 ●簿記記帳、青色申告の励行	○	☆	☆	○	☆	◎		
	(2) 研修活動の支援	●地域リーダーの養成 ●研修会・講習会の参加促進の充実及び支援	△		○	△	◎			
2　新規参入者の受入環境の整備	(1) 農地等の受入環境の整備	●優良農地・住宅・水の確保	△	◎		○	◎			
	(2) 支援体制の充実	●農場・機械・ハウスのリースなど就農前後の支援	△		○	○	◎			
	(3) 新規就農の促進	●農業学校へのアプローチ ●定年就農・定年帰農希望者の相談、受入体制の整備	○		○	◎	○			
3　女性の農業参画の推進	(1) 女性の地位確立	●家族経営協定の締結等 ●協議会等への女性の積極的な登用	◎	☆ ◎	☆		☆ ◎	◎		
	(2) 女性農業者組織の強化				○	☆	☆	◎		
	(3) 研修活動の支援		△		○	△	◎			

基本方向　2　生産性の向上と経営の効率化

主要施策	具体的な取り組み	説明	各機関等の役割							摘要
			市	農委	普及	支援	農協	農業	市民	
1　法人化・組織化の推進	(1) 相談窓口等の充実	●学習会・相談会の実施	○	◎	○	○	○			
	(2) 作業受委託システムの構築	●農作業請負組織の整備 ●共同作業化、農業機械の共同化	○		○	◎	○	○		
2　農業情報システムの構築	(1) 農業のIT化の検討	●農地流動化の推進等への活用 ●インターネットを活用した販売などの農業情報の一元化	○	◎	○	○	○			
3　土地利用と作業体系の確立	(1) 効率的な農地の利用のための調整組織の設置の検討		○	☆		○	◎	○		
	(2) 遊休化懸念のある農地の有効利用方策の検討		○	○	○	○	◎	○		
4　振興作物等の推進	(1) 振興作物の検討及び実証圃場の充実	●需要動向を見極めた検討 ●栽培技術の確立	○		○	○	◎	○		
	(2) 作付拡大策の検討	●契約栽培と市場流通との関わりや生産調整などを含めた検討	○		○	○	◎	○		
	(3) 施設園芸の推進	●畑地かんがい施設を活用したハウス栽培作物の推進	○		○	○	◎	○		
	(4) 果樹栽培・和牛生産の推進	●さくらんぼ、りんご等の果樹栽培、和牛生産の推進	○		○	○	◎	○		
5　農業技術指導者の育成強化	(1) 作物ごとの専門技術者の育成	●技術指導者の育成強化			◎		◎			
6　防風対策	(1) 防風林・防風網の設置場所等の検討		○		○		◎			土地改良区

第5　後期実施計画

関係機関等

市　:石狩市
農委:石狩市農業委員会
普及:石狩北部地区農業改良普及センター
支援:石狩市農業総合支援センター
農協:石狩市・北石狩農業協同組合
農業:農業者
市民:農業者以外の市民等

役割

◎:実施主体
○:連携
☆:指導
△:支援

基本方向　3　安全・安心な農産物を提供するための環境に優しい農業の推進

主要施策（重点施策）	具体的な取り組み	説明	各機関等の役割							摘要
			市	農委	普及	支援	農協	農業	市民	
1　土づくりの推進	(1) 輪作体系の確立	●地域的な取り組みの推進			☆		☆	◎		
	(2) 堆肥づくりとその利用促進	●耕畜連携（組織化） ●堆肥場建設の検討 ●農業残さ（稲わら、野菜くず）の堆肥化の検討	△		☆	◎	○	○		
	(3) 土壌の物理・化学性の改善	●土壌分析とその診断結果による処方箋の作成	△		☆		○	◎		~~石狩北部普及推進協議会~~
2　クリーン農業の推進	(1) 減農薬・減化学肥料栽培の推進				☆	◎	○	○		
	(2) エコファーマー認定、イエスクリーンの取得の奨励		◎		○	◎	○			
	(3) 廃プラスチックの適正処理		○		○		◎	○		
	(4) トレーサビリティーの導入等	●生産履歴の記録 ●ポディティブリスト制度の周知徹底	○				◎	○		
	(5) バイオマスの利活用	●地域内での発生量の把握や利用者の意向の確認 ●需給システムや体制の整備について検討 ●有機農業に取組む農業者の育成、有機農産物の流通・消費の拡大	○		○	○	◎	○		

基本方向　4　販売の戦略化と体制の強化

主要施策（重点施策）	具体的な取り組み	説明	各機関等の役割							摘要
			市	農委	普及	支援	農協	農業	市民	
1　販路の拡大	(1) スーパー等でのインショップの推進	●常設コーナーの設置等	○				◎	○		
	(2) 直売所の充実	●運営方法の見直し、新たな直売所の開設	△				◎	○		
	(3) 食品メーカー・デパート等との連携	●契約に基づく生産・販売等	○				◎	○		
2　販売推進体制の強化	(1) 販売戦略づくりのための組織化の検討	●スタッフの配置・組織化の検討等	○		○	○	◎	○		
	(2) 地場産品普及宣伝のための組織化	●2～3次産業との連携強化	◎			○	○	○		市役所商工業・観光担当部局、商工会議所、観光協会等
3　特産品の開発、ブランド化の推進	(1) 特産品の開発	●農産物の加工、規格外品の商品化	△		○	○	◎	○		
	(2) ブランド化の推進	●他産地品との差別化	△		○		◎	○		
4　地産地消の推進	(1) 供給体制の構築	●少量・多品目の生産	△		○		◎	○		
	(2) 学校・飲食店等への積極的な働きかけ		◎				○			
5　集出荷・品質保持対策	(1) 品質保持のための施設整備	●予冷庫の整備	△				◎			
	(2) 集出荷施設の整備	●集出荷場・共選場の整備・拡充	△				◎			

第5　後期実施計画

関係機関等

市　:石狩市
農委:石狩市農業委員会
普及:石狩北部地区農業改良普及センター
支援:石狩市農業総合支援センター
農協:石狩市・北石狩農業協同組合
農業:農業者
市民:農業者以外の市民等

役割

◎:実施主体
○:連携
☆:指導
△:支援

基本方向　5　　都市と農村の交流

主要施策	具体的な取り組み	説明	各機関等の役割							摘要
			市	農委	普及	支援	農協	農業	市民	
1　グリーンツーリズムの構築	(1) 市民農園の開設に向けた支援	●農業者による取り組みを支援	☆	☆			○	◎		
	(2) 観光農園のPR、修学旅行生の受入体制の整備の取り組みの支援	●観光協会などと連携した取り組み	◎		○		○	○		
	(3) 農業体験等の拠点整備の検討	●農作物の収穫や加工品の手作り体験ができる拠点の整備	◎			○	○	○	○	
2　都市住民への情報発信・サービス提供	(1) ホームページの充実	●農業関係機関によるホームページの開設	○	○	○	◎	○			
	(2) 人材バンク制度の創設	●百匠マイスター制度の設置の検討	◎				○	○		
	(3) 市民講座の開設	●市民農園等で栽培技術などを指導	◎		○		○	○		
3　農業教育	(1) 食農教育の充実	●教育委員会や農業者・農業関係機関との連携強化	◎		○	○	○	○		教育委員会
4　生活環境の整備	(1) 環境美化活動の推進	●地域による農村環境・農村景観の保全活動	☆			☆	☆	◎	○	土地改良区

基本方向　6　　農業支援システムの構築

主要施策	具体的な取り組み	説明	各機関等の役割							摘要
			市	農委	普及	支援	農協	農業	市民	
1　システム構築体制の強化	(1) 農業総合支援センターの機能強化		○	○	○	◎	○			
	(2) 営農技術指導班会議の活性化	●関係機関・団体による施策の立案及び実施に向けての協議の場とする	◎	○	○	○	○			土地改良区、農業共済組合
2　農業者によるシステム化	(1) 地域農業のシステム化	●地域単位での農業生産等のシステム化	△		☆	○	☆	◎		
	(2) 生産・販売面における農業のシステム化	●グループによる直売所等のシステム化	△		☆	○	☆	◎		
3　消費者による農業支援	(1) アグリトラスト・オーナー制のシステム化	●消費者の出資により農業生産活動が行われ、農地等が保持される制度のシステム化	☆				○	○	◎	
	(2) 地場農産物の買い支えの制度化	●農産物の定期購買など	☆				○	○	◎	
	(3) 農村の女性・高齢者と連携した加工品づくり等	●組織や場所の整備の検討	☆				○	○	◎	農村女性・高齢者
4　プロジェクトチームの設置		●プロジェクトチームの設置による重点施策の推進	◎	○	○	○	○			